

只見町在宅介護支援センター運営協議会設置運営要綱

(設置)

第 1 条 只見町在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）の円滑な運営を図るため、支援センターに只見町在宅介護支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(業務)

第 2 条 運営協議会は、支援センターの事業計画の検討及び事業実施上の諸問題についての協議を行う。

(構成員)

第 3 条 運営協議会の構成員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町関係者 老人福祉、保健、医療担当の課長及び事務局長
- (2) 県関係者 保健所及び社会福祉事務所の代表者
- (3) 医療関係者 医師
- (4) 団体関係者 社会福祉協議会、民生委員の代表者及び支援センターの職員
- (5) その他、高齢者福祉推進のために町長が必要と認めた者

(構成員の責務)

第 4 条 運営協議会の構成員は、検討及び協議上知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(構成員の任期)

第 5 条 構成員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 6 条 運営協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長は、保健福祉センター所長の職にある者とし、副会長は会長の指名する者を充てるものとする。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理するものとする。

(会議)

第 7 条 運営協議会は、会長が招集し、これを主宰するものとする。

2 会長は、特に必要があると認めるときは関係者の出席、説明及び資料の提出を求めることができる。

(開催回数)

第8条 運営協議会は、必要に応じて開催するものとする。

(事務局)

第9条 運営協議会の事務局は、支援センターに置くものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。